

平成 29 年 11 月 16 日
北海道管区行政評価局

私立高等学校等における高等学校等就学支援金の取扱いについて －当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 そね まさゆき 曾根 理之）に諮り、同会議の意見を踏まえ、本日、北海道に対して、改善に向けたあっせんを行いました。

【端緒となった行政相談】

私の子どもは、全日制の私立高等学校に在学している。高等学校（以下「高校」という。）の授業料は、国の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）制度等により、保護者の収入に応じて軽減されると承知していたが、入学の際に高校から、就学支援金等の支給額が決定される 9 月頃までは、就学支援金等により軽減される額を含めた授業料全額を毎月納入するよう連絡があった。私は、経済的余裕がないため、授業料全額を支払うのが大変である。就学支援金等で軽減されることになる授業料については、納付を待ってほしい。

【就学支援金制度の概要】

- ◆ 就学支援金は、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高校等に在学する生徒の授業料に充てられるもので、費用の全額を国が都道府県に交付
- ◆ 全日制私立高校に在学する場合、保護者の収入状況に応じ、最大で月額 2 万 4,750 円の支援
- ◆ 就学支援金は、生徒が在学する高校等の設置者（以下「学校設置者」という。）が、生徒に代わって受領（代理受領）し、生徒の授業料債権に充当（相殺）することを原則
- ◆ 就学支援金の取扱いにおける留意点等
 - ・ 例外的に授業料を徴収する場合は、納付が困難な者については徴収を猶予するなど、生徒・保護者の負担に配慮すること、学校設置者が代理受領した就学支援金は速やかに生徒に引き渡すこと
 - ・ 生徒募集に当たり、就学支援金制度の周知については正確な情報を発信すること（文部科学省「高等学校等就学支援金事務処理要領（都道府県事務担当者用）（第 4 版）」）

【当局の調査結果】

- 北海道内で平成 28 年度に就学支援金制度の対象となる私立高校等は 76 校、このうち、就学支援金支給対象者が在籍し、就学支援金の交付対象となったのは 69 校
- 就学支援金交付対象の私立高校等 69 校の生徒 4 万 8,667 人のうち、就学支援金支給対象者は 3 万 6,040 人（74.1%）（平成 28 年 5 月 1 日現在）
 - このうち、最大で月額 2 万 4,750 円の支援が受けられる市町村民税所得割非課税世帯の生徒は 8,943 人（支給対象者の 24.8%、全生徒の 18.4%）

- 北海道は、学校設置者に就学支援金の受給資格認定等に係る申請書等の審査事務を委託、生徒が提出した申請書や収入状況に係る証明書類の審査は、学校設置者が実施
新入生の第1四半期（4月から6月）の就学支援金は、学校設置者における申請書等の審査（4月下旬から5月初め）や北海道における交付決定を経て5月末に学校設置者に支給
- 北海道内の全日制私立高校（51校）のうち22校を抽出して調査
 - ・ 22校のうち9校では、就学支援金制度の趣旨が保護者の経済的負担の軽減であるとの認識により、速やかに審査を行うなどして、就学支援金の支給対象となる生徒からは、入学当初から就学支援金に相当する額については納付を求めない取扱い
 - ・ 他方、本件申出に係る高校を含む4校では、入学後の3か月ないし6か月間、授業料を全額徴収し、後日、就学支援金を還付する取扱い
- 就学支援金として支給される額を含めた授業料全額を徴収している上記4校では、その理由として、就学支援金又は北海道独自の補助制度である授業料軽減補助金の決定通知が届いてから徴収額を確定させることなどを挙げ、学校設置者の考え方によるものとなっているほか、これら4校では、こうした取扱いについて、北海道から指導を受けたことはないとの意見
- また、入学後の数か月間授業料の全額を納入させることについて、入学時には生徒・保護者に周知しているが、生徒募集の段階（生徒募集要項等）では特段周知しておらず、本件申出と同様に入学後に保護者から問合せを受けたとしている学校も2校あり
- 北海道は、これまで、各学校設置者における就学支援金の取扱いについて、事務処理要領等により周知を行っているものの、取扱方法の実態は把握しておらず、学校設置者側の理解が進んでいない面があることについては更なる指導を行う必要があるとの見解

【行政苦情救済推進会議の意見要旨】



- ① 就学支援金の趣旨を踏まえた取扱いを行っている私立高校もあることから、北海道がそのような学校の取扱事例を示すなどして、制度の趣旨を徹底すると良いのではないかと。
- ② 授業料の額や支払方法は保護者にとって重要な情報であり、資金の工面が必要になることもあり得る。就学支援金の支給対象となる場合でも数か月間は授業料を全額納入しなければならないといった情報は、保護者にとっては大きな問題なので、生徒募集が行われる段階で正確に知り得るよう配慮すべきではないかと。

【北海道に対するあっせん要旨】



- ① 各学校設置者における就学支援金の取扱いの実態を把握し、就学支援金支給対象者からも授業料の全額を徴収する取扱いとしている学校設置者に対しては、改めて就学支援金制度の趣旨・目的を周知するとともに、生徒・保護者の負担に配慮している他校の取扱事例を示すなどにより、生徒・保護者の負担に配慮した取扱いが行われるよう指導すること。
- ② 例外的に授業料を全額徴収する取扱いが行われる場合には、私立高校等の受験を希望する者やその保護者が就学支援金の取扱いについて正確な情報を入手できるよう、生徒募集に当たっての就学支援金制度に係る情報発信の方法等について検討し、必要に応じ学校設置者に助言すること。

【行政苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域で重要な問題等の改善方策等について、高い識見を有する公正な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国 11 か所の管区行政評価局・行政評価事務所に設置
- 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年8月から開催

〔行政苦情救済推進会議の構成メンバー〕

座長 曾根理之（弁護士）
中田和子（北海道女性団体連絡協議会会長）
原田伸一（札幌大谷大学社会学部非常勤講師）
神谷章生（札幌学院大学法学部教授）
宮脇 淳（北海道大学大学院法学研究科教授）
西田史明（札幌商工会議所中小企業相談所所長）
星 政良（北海道行政相談委員連合協議会会長）

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 総務行政相談部
首席行政相談官 はぎわら 萩原
電 話：011-709-1803（直通）
FAX：011-709-1842
E-mail：hkd32@soumu.go.jp